

法定研修演習ファシリテーター養成研修会

介護保険制度に位置付けられている介護支援専門員研修（以下「法定研修」という。）について、厚生労働省により令和 2 年度から、法定研修のオンライン化に向けた事業が実施され、法定研修の質の平準化、移動負担の軽減等を目指した取り組みが進められています。

山口県においてはオンライン研修の実施に向けた体制を整えたくうえで、令和6年度以後、一部法定研修のオンライン化を予定しています。オンラインにて行うグループワーク演習を円滑、且つ効果的に実施するためには、習熟した知識と技術を持つファシリテーターの配置が必要不可欠です。

法定研修の質を担保しオンライン化を持続していくため、倫理及び法令を遵守し、ケアマネジメントの実践的知識と技術を持つ介護支援専門員を対象に【法定研修演習ファシリテーター養成研修会】を開催いたします。

- 1 実施主体 一般社団法人 山口県介護支援専門員協会
- 2 日 時 令和6年6月18日（火）【オリエンテーション】正午から午後1時まで
【講義・演習】午後1時から午後5時まで
※受付時間は午前11時30分からになります。
- 3 対 象 主任介護支援専門員
（現任・非現任、会員・非会員を問いません。法定研修演習ファシリテーターの候補者）
- 4 内 容 講義・演習 zoom 演習の注意事項、環境設定
ファシリテーターの基本姿勢、知識・技術の習得、ロールプレイ等
- 5 講 師 【オリエンテーション】一般社団法人山口県介護支援専門員協会 会長 佐々木 啓太 氏
【講義・演習】県立広島大学 保健福祉学部 教授 金子 努 氏
- 6 定 員 zoom 参加 100 名程度
- 7 参加申込 別紙 QR コードを読み取り「参加申込フォーム」に入力の上、送信ください。
別紙書に必要事項を記入の上、FAX・郵送でのお申込みも可能です。
※電話による申込は御遠慮願います。
※下記受講環境をご確認の上、お申込みください。オンライン受講にご不安がある方は、研修前に使用方法等を確認する zoom の操作方法をご案内いたします。
- ※ 受講環境 インターネット環境下、お一人1台のPCまたはタブレットをご用意ください。
複数名での受講や、長時間の講義のためスマートフォンでの受講は認められません。zoom ミーティング（アプリのダウンロード）の準備をお願いします。タブレットの場合は、自宅や職場の **wi-fi 接続・容量確認**を行ってください。
内蔵カメラがないPCは Web カメラ（マイク付きが望ましい）をご用意ください。
デスクトップPCはヘッドセットをご用意ください。
※オンライン環境設備が必須の研修となります。
- 8 参加費 無料
- 9 申込締切日 令和6年5月31日（金）
※定員に達した場合は締め切らせていただきます。その際は受講できない方のみご連絡いたします。
※申込後、受講をキャンセルされる場合は、必ず事前に事務局にお電話ください。
- 10 問合せ先 一般社団法人 山口県介護支援専門員協会 事務局 担当：岡村、福本
山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館内
TEL：083-976-4468 FAX：083-976-4469



【参加申込 QR コード】



参加申込フォームを是非ご活用ください。

QRコードで申込ができない方のみ FAX をご使用ください。
 *提出先：山口県介護支援専門員協会 事務局
 *F A X：083-976-4469
 *申込締切日：令和6年5月31日（金）

法定研修演習ファシリテーター養成研修会 受講要件研修【No.1】 参加申込書

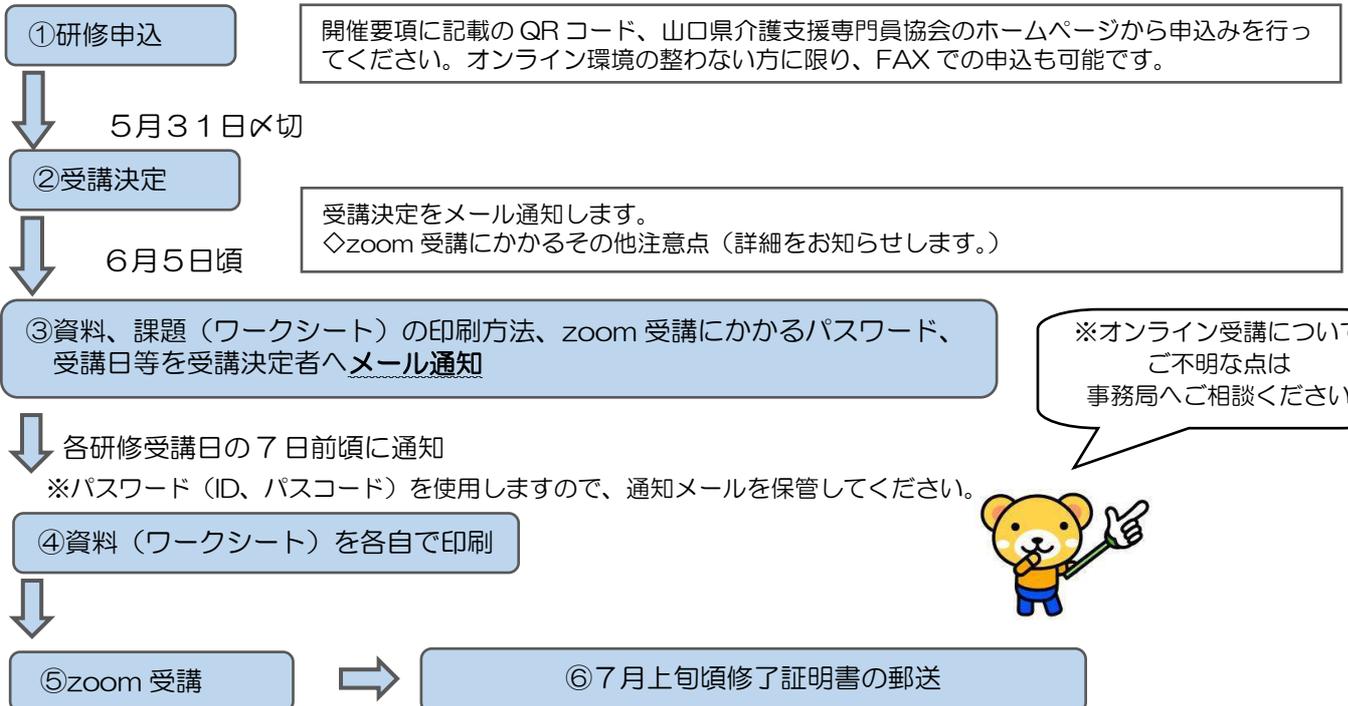
◆基本情報

ふりがな		主任介護支援専門員資格有効期間
氏名		令和 年 月 日まで
自宅住所	〒	
勤務先		
申込種別	会員 ・ 非会員 （いずれかに○をつけてください。）	
電話番号	（ ） - 自宅 ・ 勤務先 ・ 携帯番号 （いずれかに○をつけてください。） ※日中ご連絡のつく番号を御記入ください。	
メールアドレス	※ZOOM 視聴、資料ダウンロード ID、パスワードをメール通知します。必ず記載してください。	※1.生年月日 昭和・平成 年 月 日

- ※1. 県知事名の修了証明書発行にあたり生年月日が必要となりますので、必ず記載してください。
 ※2. 記載された個人情報は本研修会の運営管理にのみ使用させていただきます。

ファシリテーターを行う上で、講師にご質問などありましたら記入してください。

○研修受講の流れ **研修受講手続き**



【ファシリテーター候補者について】

○ファシリテーター養成の目的

山口県で実施する法定研修の質を担保するため、科目担当講師の設定する演習目的を受講者が十分に達成できるように、オンラインにおけるグループワーク演習の意見交換促進や進行サポートを担う人材を養成する。

○令和6年対象研修及び研修実施機関

研修名		研修実施機関
介護支援専門員更新研修（実務経験なし）・ 介護支援専門員再研修 ※令和5年度モデル実施		一般社団法人 山口県介護支援専門員協会
開催時期		
夏期	9月～11月	2コース
冬期	12月～1月	1コース ※各コース演習3日間で実施

○演習ファシリテーターとして担う役割

令和5年度以降、山口県で実施する各法定研修において各研修実施団体からの依頼を受け、各科目担当講師の補助を担う。グループワーク演習の目的が達成されるよう意見交換の促進や進行サポートを行い、必要に応じて受講者に対しケアマネジメントの実践的知識、技術、倫理及び法令遵守についての助言を行う。

○ファシリテーターの登録制度について

- (1) 本養成研修を受講修了後に県知事名で修了証明書を交付し、本研修実施機関が管理する名簿に登録を行います。
- (2) 名簿登録に期限はありません。また情報漏えいの防止等、名簿を適切に管理することを条件に各研修実施機関で登録名簿を共有し、ファシリテーターを依頼いたします。
- (3) 演習ファシリテーターにかかる詳細（謝礼（経費）、打ち合わせ等）につきましては、ファシリテーター依頼時に連絡します。

○主任介護支援専門員更新研修の受講要件にファシリテーターの経験が位置付けられます。

要件等の詳細は県長寿社会課ホームページ「かいごへるぶやまぐち」をご確認ください。

URL：<https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>

【資料2】主任介護支援専門員について（抜粋）

■ 主任介護支援専門員更新研修の受講要件拡充について（令和5年11月～）

主任介護支援専門員研修の受講要件(2)について、令和5年11月から、法定研修(注1)のファシリテーター実働時間を主任更新研修の受講要件に加える拡充を行いました。

<改正前>

- (2) 知事が定める基準を満たす、地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に、前回更新後（初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修修了後）、8回以上（他都道府県で開催される研修は8回のうち4回まで）かつ、いずれかの年度内に4回以上参加した者

<改正後>

- (2) 知事が定める基準を満たす、地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に、前回更新後（初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修修了後）、8回以上（他都道府県で開催される研修は8回のうち4回まで）かつ、いずれかの年度内に4回以上参加した者。ただし、法定研修のファシリテーターとして前回更新後（初回更新前の場合は主任介護支援専門員研修修了後）に従事した経験（他都道府県で行われる法定研修でファシリテーターとして従事した経験を除く。）について、5時間あたり法定外研修1回に置き換えることができる。

注1 法定研修とは、下記のとおりです。

- ①介護支援専門員実務研修
- ②介護支援専門員専門/更新研修（専門研修課程Ⅰ）
- ③介護支援専門員専門/更新研修（専門研修課程Ⅱ）
- ④介護支援専門員更新研修（実務経験なし）
- ⑤介護支援専門員再研修
- ⑥主任介護支援専門員研修
- ⑦主任介護支援専門員更新研修